

インセンティブ及びペナルティに係る検討について

インセンティブ及びペナルティに係る考え方等について、現在下記の内容を検討中である。

※内容は公募時に変更となる可能性がある。

1 インセンティブに係る検討について

委託料及び評価の視点で成果連動型によるインセンティブとすることを想定している。

【インセンティブの考え方】

〔委託料〕 企業努力によるインセンティブを付与する。

〔評価〕 条件を満たした場合は2期目の事業者選定時の評価とする。

➡適切な業務履行に対して、継続的な業務契約に繋がるような仕組みづくりを検討している。

米子市のインセンティブ設定方針（参考）

区分	内容	インセンティブ
委託料	企業努力による経費削減分 ※1 (当初契約額と実績額の差額)	削減分を受託者の利益とする。
評価	<p><u>①業務期間中に有効な提案があった場合</u> 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のストックマネジメント計画を踏まえた設備更新に係る提案(高効率な機械設備への更新提案、ICT 技術を用いた監視設備への更新提案等) ・運転管理体制の効率化の取組に係る提案 ・1期の業務範囲には含まれないが、将来的にコスト削減や業務効率化につながる提案 <p><u>②業務を適正に実施した場合</u> 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流水の目標水質達成率を設け、その目標を達成した場合。 ・汚泥発生量及び脱水汚泥含水率の目標達成値を設け、その目標を達成した場合。 	2期目事業者選考時の評価への加点 ※2

※1 要求水準書で規定する契約基準を満たした場合のみ適用とする。また、企業努力によらない削減分（流入量、物価変動による調達原価等の減少など）については、インセンティブの適用範囲外とする。

※2 必ずしも同じ構成のグループとは限らないが、同じ代表企業が所属するグループへの加点を想定している。

【2期目以降の考え】

「企業努力の成果」及び「持続可能で効率的な事業計画に基づく下水道経営」を踏まえた中長期的な視点で、市と企業の両方が有益なインセンティブの有り方を検討する。

2 ペナルティに係る検討について

米子市の考え方として、次を想定し検討を行っている。

- ・過度なペナルティを要求せず、他市町村事例と同程度を設定する。
- ・放流水質、汚泥含水率、業務実施計画書の不履行（悪質な管理を故意に行ったことにより市に損害が生じた場合を含む）について、ペナルティの対象とする。
- ・法定基準及び契約基準は同一値（法令等基準値）とし、超過した場合ペナルティの対象とする。（別途目標基準を定め、その数値を達成した場合、インセンティブの対象とする。）

ペナルティの基本的な考え方（参考）

	手続等	内容	ペナルティ
第1段階	受託者の報告	受託者は、放流水質が 法定基準 、 契約基準 その他関連法令で定められた基準を満たしていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。	なし
第2段階	原因究明 改善措置	○ 契約基準未達 の場合 受託者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行う。 ○ 法定基準未達 の場合 委託者の指示に従い、受託者は、要求水準未達の原因究明や改善措置を行う。	未達によって発生する損害は受託者が負担する。※1
第3段階	減額措置	委託者は流入実績を確認し、流入水の水量、水質が流入基準の範囲内であれば、契約書に準じ要求水準等未達に対する減額措置（ペナルティ）を課す。	委託費の減額
第4段階	契約解除	契約基準又は法定基準を満足できない状態が一定日数以上継続（30日以上）する場合、若しくは改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合には、委託者は契約を解除することができる。	違約金

※1 委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合には、受託者は上記に係る費用を委託者に請求することができる。

※2 減額措置及び契約解除について、受託者の責に帰すことができない事由により要求水準書が満たせない場合は、上記の適用外とする。

